（特定新事業開拓投資事業計画の認定）

第十一条　経済産業大臣は、法第十六条第一項の規定により特定新事業開拓投資事業計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めに照らしてその内容を審査し、当該特定新事業開拓投資事業計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者たる投資事業有限責任組合に交付するものとする。

「産業競争力強化法第16条第１項の規定に基づき同法第２条第９項に規定する特定新事業開拓投資事業を実施する投資事業有限責任組合として認定する。」

２・３　［略］

（認定特定新事業開拓投資事業計画の変更に係る認定の申請及び認定）

第十二条　認定特定新事業開拓投資事業計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第十七条第一項の変更の認定を要しないものとする。

２　法第十七条第一項の規定により特定新事業開拓投資事業計画の変更の認定を受けようとする認定特定新事業開拓投資事業組合は、様式第四による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣に提出しなければならない。

３～５　［略］

６　経済産業大臣は、第二項の変更の認定の申請に係る特定新事業開拓投資事業計画の提出を受けた場合において、速やかに法第十六条第三項の定めに照らしてその内容を審査し、当該特定新事業開拓投資事業計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として当該認定特定新事業開拓投資事業組合に交付するものとする。

「産業競争力強化法第17条第１項の規定に基づき認定する。」

７・８　［略］

（認定特定新事業開拓投資事業計画の変更の指示）

第十三条　経済産業大臣は、法第十七条第三項の規定により認定特定新事業開拓投資事業計画の変更を指示するときは、その旨及びその理由を記載した様式第七による書面を当該変更を指示する認定特定新事業開拓投資事業組合に交付するものとする。

（認定特定新事業開拓投資事業計画の認定の取消し）

第十四条　経済産業大臣は、法第十七条第二項又は第三項の規定により認定特定新事業開拓投資事業計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第八による書面を当該認定を取り消す認定特定新事業開拓投資事業組合に交付するものとする。

２　［略］

（認証紛争解決事業者の認定の申請）

第十五条　法第四十九条第一項の規定により経済産業大臣の認定を受けようとする認証紛争解決事業者は、様式第十による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

２　［略］

（変更の認証等の届出）

第十六条　特定認証紛争解決事業者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、様式第十一によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

一　法第四十九条第一項（第一号に係る部分に限る。）の認定に係る手続実施者を変更する場合

二～六　［略］

（特定新事業開拓投資事業計画の認定）

第十一条　経済産業大臣は、法第十七条第一項の規定により特定新事業開拓投資事業計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めに照らしてその内容を審査し、当該特定新事業開拓投資事業計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者たる投資事業有限責任組合に交付するものとする。

「産業競争力強化法第17条第１項の規定に基づき同法第２条第９項に規定する特定新事業開拓投資事業を実施する投資事業有限責任組合として認定する。」

２・３　［略］

（認定特定新事業開拓投資事業計画の変更に係る認定の申請及び認定）

第十二条　認定特定新事業開拓投資事業計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第十八条第一項の変更の認定を要しないものとする。

２　法第十八条第一項の規定により特定新事業開拓投資事業計画の変更の認定を受けようとする認定特定新事業開拓投資事業組合は、様式第四による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣に提出しなければならない。

３～５　［略］

６　経済産業大臣は、第二項の変更の認定の申請に係る特定新事業開拓投資事業計画の提出を受けた場合において、速やかに法第十七条第三項の定めに照らしてその内容を審査し、当該特定新事業開拓投資事業計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として当該認定特定新事業開拓投資事業組合に交付するものとする。

「産業競争力強化法第18条第１項の規定に基づき認定する。」

７・８　［略］

（認定特定新事業開拓投資事業計画の変更の指示）

第十三条　経済産業大臣は、法第十八条第三項の規定により認定特定新事業開拓投資事業計画の変更を指示するときは、その旨及びその理由を記載した様式第七による書面を当該変更を指示する認定特定新事業開拓投資事業組合に交付するものとする。

（認定特定新事業開拓投資事業計画の認定の取消し）

第十四条　経済産業大臣は、法第十八条第二項又は第三項の規定により認定特定新事業開拓投資事業計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第八による書面を当該認定を取り消す認定特定新事業開拓投資事業組合に交付するものとする。

２　［略］

（認証紛争解決事業者の認定の申請）

第十五条　法第五十一条第一項の規定により経済産業大臣の認定を受けようとする認証紛争解決事業者は、様式第十による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

２　［略］

（変更の認証等の届出）

第十六条　特定認証紛争解決事業者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、様式第十一によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

一　法第五十一条第一項（第一号に係る部分に限る。）の認定に係る手続実施者を変更する場合

二～六　［略］